

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の健全性を維持するため経営者の意思決定が適正かつ透明であること及び経営者と現場の事業者が一体となり情報を共有していること、並びに株主・投資家の皆様に対する迅速かつ正確な情報開示を基本としております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

(取締役会)

取締役会は経営の重要事項及び法令・定款で定められた事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する機関であり、かつ取締役が自らの業務執行状況を相互に確認し合う場と位置づけております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか必要に応じ随時開催しております。

(監査役・監査役会)

当社は監査役制度を採用し、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。監査役は監査役会を毎月1回開催するとともに取締役会へ出席し、取締役からの営業報告を受け、職務執行について厳正な監視を行っております。

(経営会議)

取締役と事業所責任者で構成する経営会議は取締役会終了後開催され、業務運営について討議しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改定後のコードに基づいて記載しております。

【補充原則 1-2-2. 招集通知の早期発送、TDnetや自社ウェブサイトによる電子的公表】

当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めておりますが、早期発送までには至っておりません。今後は、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に東京証券取引所の適時開示情報伝達システムでの開示や当社ウェブサイトへの掲載についても検討してまいります。

【補充原則 1-2-3. 株主総会関連日程の適切な設定】

当社は、株主総会は株主との建設的な対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会にご出席頂ける日程への配慮を行うべきと考えております。しかしながら、当社は、第74回定時株主総会を2021年3月期決算企業の集中日である6月29日に株主総会を開催しており、今後は株主総会の集中日を選ばない開催日設定を検討してまいります。

【補充原則 1-2-4. 議決権の電子公使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、機関投資家や海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから現在は採用しておりませんが、株主・投資家のご意見・ご要望、並びに手続き・費用等を勘案しながら検討してまいります。

また、株主総会招集通知の英訳につきましては、当社株主における海外投資家比率は相対的に低いことから、現在株主総会招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則 3-1-2. 英語での情報開示・提供】

当社は、当社株主における海外投資家比率は相対的に低いと、株主総会招集通知、事業報告書等の英語等での開示は行っておりません。今後は、海外投資家比率に留意しつつ、株主・投資家のご意見・ご要望等を勘案して英語等での情報の開示・提供を検討してまいります。

【補充原則 3-1-3. 自社のサステナビリティについての取組みの開示】

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大等により、現段階では中期的な市場動向等について合理的な根拠に基づく経営計画の作成が困難であるため、中期経営計画を策定しておりません。そのため、人的資本や知的財産への投資等についても開示しておりません。

今後につきましては、情報の有用性を十分に検討した上で、中期経営計画の策定と合わせ、人的資本や知的財産への投資等についての開示の要否を検討してまいります。

【補充原則 4-1-2. 中長期経営計画の実現への努力と未達時対応】

当社取締役会は、新型コロナウイルス感染症拡大等により、現段階では中期的な市場動向等について合理的な根拠に基づく経営計画の作成が困難であるため、中期経営計画を策定しておりません。従って、単年度の業績目標の達成及び財務基盤の強化を最重要課題としており、経営会議等において単年度の業績目標と実績数値との差異及び財務基盤への影響について、また月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有しております。取締役会においては、独立社外取締役の意見を踏まえ、経営会議の審議内容を業績目標や今後の事業展開に反映しております。

中期経営計画は株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、取締役会において、引き続き中期経営計画の策定及び開示の要否を検討してまいります。

【補充原則 4-1-3. 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社取締役会は、現在、代表取締役社長の後継者の計画について策定しておらず、監督も実施しておりません。また、社歴や代表取締役社長の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として後継者の育成計画について取締役会で具体的な議論は行っておりませんが、今後、後継者の計画について検討してまいります。

【補充原則 4-2-2. サステナビリティの取組み】

当社取締役会は、地域密着を基本とするリゾートホテル事業、並びにこれらに関連する事業を行っており、経営理念「お客様は我が家の大切な生涯のファミリーです」を定めて、お客様に心からご満足頂けるよう全社をあげて真心のサービスの提供に努め、「千葉県のトップホテルとしての地位を確立する」ことにより業績向上に努め、サステナビリティな社会の実現を目指しております。

当社は、事業活動自体がサステナビリティをめぐる課題への対応であると認識しており、これらの取り組み状況については、取締役会での営業報告や「行動指針」を通じて監督を行っておりますが、サステナビリティを巡る取り組みとしての基本的な方針は定めておりません。今後につきましては、経営方針や具体的な経営戦略を踏まえ、基本的な方針の策定について検討してまいります。

【基本原則 4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名と社外監査役1名を独立役員として登録しております。独立社外取締役の選任につきましては、当社の事業規模、当社取締役会の規模(取締役5名、監査役3名)、並びに適切な候補者の確保の困難性等の諸事情に鑑み、現時点では1名のみとしております。今後、ガバナンス体制の更なる強化のため、独立社外取締役が2名以上の体制となるよう検討してまいります。

【基本原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、事業規模等を勘案し、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)を選任しております。

当社取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者から経験・見識を考慮して社外取締役を選任しております。また、社外監査役には、企業経営者として豊富な知識、経験を有する監査役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であるとと考えております。

提出日現在において、女性取締役は適任者がいないため選任しておりませんが、社外監査役に女性を選任しております。取締役・監査役には、財務・会計・法務に関する知識を有する者、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者の選任やジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性確保についても引き続き検討してまいります。

なお、取締役会の実効性に関する分析・評価については、今後検討してまいります。

【補充原則 4-11-1. 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】

当社は、事業規模等を勘案し、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)を選任しております。

当社取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者から経験・見識を考慮して社外取締役を選任しております。

取締役の選任の際は、各部門を担当する業務執行取締役や社外取締役が候補者を推薦し、取締役会での決議を経て、株主総会決議により選任することとしております。

当社取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりませんが、今後、当社取締役として必要なスキルを特定した上で、各取締役の能力等を一覧化し、開示していくことを検討してまいります。

【補充原則 4-11-3. 取締役会の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社取締役会は、取締役・監査役が取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行うとともに、役員からの意見・要望を取締役会の運営に反映し、取締役会全体の実効性については問題ないものと考えており、取締役会全体の実効性の評価や分析は行っておりません。

取締役会の実効性に関する分析・評価については、今後検討してまいります。

【原則 5-1. 株主の建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針は、下記【基本原則 5. 株主との対話】に記載しておりますので、ご参照ください。

現在当社は、株主・投資家から対話(面談)申込を受けておりません。また、株主・投資家に対する決算説明会等についても開催しておりませんが、今後は対話(面談)申込の対応、並びに決算説明会等の開催について検討してまいります。

【基本原則 5. 株主との対話】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主のご意見やご要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが必要不可欠と認識しております。そのため、当社はIR基本方針を定め、TDnet及びEDINETを通じて情報開示を行っております。また、重要事実と該当しない情報であっても、投資家にとって有用とされる情報につきましては、出来る限り積極的かつ公平に開示する方針としており、当社ウェブサイトに掲載しております。現在は、株主や投資家に対する決算説明会等については開催しておりませんが、今後は検討してまいります。

なお、IR基本方針は当社ウェブサイトにて開示しておりますので、ご参照ください。

(「IR基本方針」: <https://www.kamogawagrandhotel.ne.jp/ir/policy/44/>)

【補充原則 5-1-1. 株主の希望、主な関心事を踏まえた面談】

現在当社は、株主・投資家から対話(面談)申込を受けておりません。

今後は株主・投資家から対話(面談)申込に対して検討するとともに、株主のご希望や対話(面談)の主な関心事も踏まえた上で、対応者についても合理的な範囲で、検討してまいります。

【補充原則 5-1-2. 建設的な対話方針のための方針】

() 当社のIR活動は、管理部門が担当しております。

() IR担当取締役は、管理部長を通じて社内の各部門との円滑な連携を図っております。

() 管理部門は、現在、株主・投資家から対話(面談)申込、電話取材やワンオンワンミーティング等のIR取材を受けておりません。また、アナリスト・機関投資家向け決算説明会も開催しておりません。今後は対話(面談)申込やIR取材の対応、並びに決算説明会等の開催について検討してまいります。

() 今後対話(面談)申込やIR取材の対応、並びに決算説明会等を開催した場合は、アンケートの実施等により、株主・投資家、アナリスト・機関投資家からのご意見をIR活動に活用するほか、必要に応じて取締役会に報告し、情報を共有してまいります。

() 「内部情報管理及び内部者取引規則」を制定し、インサイダー情報の管理に努めております。

【原則 5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、【補充原則4-1-2. 中長期経営計画の実現への努力と未達時対応】に記載のとおり、中期経営計画の策定・開示を行っておらず、収益力・資本効率等に関する目標の開示も行っていませんが、今後、開示の要否について検討してまいります。

【補充原則 5-2-1. 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

当社は、事業内容や経営戦略、経営方針等について有価証券報告書に記載しておりますが、【原則5-2】に記載のとおり、中期経営計画は策定・開示を行っておらず、事業ポートフォリオの基本方針等についても説明は行っていません。
現在、新型コロナウイルス終息後の経営環境等について慎重に見極めながら、経営方針や事業ポートフォリオの見直し等について取締役会で協議・検討を重ねており、当社としての方針を明確に示せるタイミングにおいて、中期経営計画の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4. 政策保有株式】

(1) 保有目的

当社は、取引先との良好な関係を構築し、当社と投資先企業双方の事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。

(2) 検証の内容と縮減に関する方針

政策保有株式については、取締役会において、保有の合理性は、個別に関連する収益や受取配当金などのリターン、保有リスク、資本コストとのバランス等により検証し、保有継続の是非を判断しております。保有意義が希薄化した株式は、順次売却・縮減していく方針です。

(3) 議決権行使基準

政策保有株式の議決権については、「議決権行使ガイドライン」を作成し、投資先企業における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合や違法行為または反社会的行為が発生した場合等における該当議案には反対するなど、「投資先企業の効率のかつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるか」等を総合的に勘案し、その行使についての判断を行っております。

(4) 政策保有株主から売却の意向を示された場合の対応方針

当社株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から当該株式の売却等の意向が示された場合には、その売却等を妨げる行為は致しません。また、その場合において、当社が当該政策保有株主である会社の株式を保有している場合は、速やかに売却する方針です。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間の競業取引や利益相反取引については、「取締役会規則」の定めにより取締役会の承認事項とし、当該取引を行うに当たっては、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において一般的な取引条件と同等であるかなど当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとしております。

また、当社と主要株主との取引については、市場価格等を勘案して条件を決定するなど取引内容の合理性・妥当性について確認を行っております。

【補充原則 2-4-1. 管理職への登用等における多様性の確保の考え方と自主的かつ測定可能な目標】

当社は、従業員が会社の中長期的な企業価値の向上を支える重要な存在であるとの認識にたち、女性・外国人等の多様な人材が最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努めております。この考えのもと、当社は、管理職への登用等に当たっては、年齢、性別や社歴等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会が得られるような人事評価制度とキャリアプランを整備しており、女性、外国人等の区分での目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりません。

今後も、人数等の目標は設定せず、従業員の最大限の能力を発揮できる職場環境の整備に努め、意欲と適性のある従業員を育成し、能力と適性のある人材を管理職に登用してまいります。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、並びに退職一時金制度を併用しております。確定給付企業年金及び退職一時金制度の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結しており、すべて一般勘定で運用を委託しております。運用に当たる専門知識を有した人材の登用・配置は行っていませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、本社管理部総務課が当該業務を担当しております。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や行動指針を当社ウェブサイトにて開示しておりますので、ご参照ください。

(「経営理念」: <https://www.kamogawagrandhotel.ne.jp/company/rinen/>)

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書にて開示しておりますので、ご参照ください。

(「有価証券報告書」: <https://www.kamogawagrandhotel.ne.jp/category/valuable/>)

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内取締役については、当社の事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟かつ的確に対応できる人材を指名しております。社外取締役については、取締役や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、かつ幅広い見識をもった人材を指名しております。監査役については、監視・監督機能の強化を図るべく、取締役や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たすべき役割及び責務を認識し、かつ幅広い見識をもった人材を指名しております。

取締役候補の指名に際しては、取締役会が、社外取締役の意見を踏まえた上で代表取締役社長が提案した内容について検討し、決定しております。また、監査役候補の指名に際しては、取締役会が、社外取締役の意見を踏まえ、かつ監査役会の同意を得た上で代表取締役社長が提案した内容について検討し、決定しております。

また、取締役は、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合等には、取締役会の決議に基づく解任手続を実施いたします。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者及び補欠監査役候補者について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示しております。

(社外取締役候補者及び補欠監査役候補者推薦理由)

第74回定時株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則 4-1-1. 取締役会から業務執行取締役に対する委任範囲の概要】

当社は、「取締役会規則」を制定し、法令または定款に規定する事項等について、取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を制定し、取締役が執行できる範囲を明確にするとともに、組織変更等に応じて、常に見直しが行なわれる体制を構築しております。取締役会は、原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに、業績の進捗については経営会議等でも情報を共有し、課題や今後の活動方針等について活発な議論や意見交換を行っております。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物であること、並びに企業経営者としての豊富な経験と高い見識または知識を有し、経営全般に関し有用な助言のできる人物、並びに公平な立場で事案に対し、発言及び助言が的確になされ、信頼できる人物、また当社の経営を監視、監督できる人材を選任しております。

【補充原則 4-10-1. 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社であって独立社外取締役は取締役の過半数に達していませんが、取締役の指名・報酬について、独立社外取締役の助言・提言を踏まえるなど、公正かつ透明性の高い手続きに則って行っており、取締役会における独立社外取締役の役割は有効に機能していると考えております。

当社の事業規模、当社取締役会の規模(取締役5名、監査役3名)において現段階では、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とした指名・報酬委員会の設置は必要ないものと考えておりますが、今後につきましては、事業規模や事業展開等も踏まえ、必要に応じて独立した指名・報酬委員会の設置について検討してまいります。

【補充原則 4-11-2. 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

当社は、社外取締役・社外監査役を含むすべての当社取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けるべきであると考えております。

こうした観点から、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきと考えております。

なお、当社は、取締役・監査役の兼任状況について、当社取締役・監査役としての職務に支障がないことを毎年確認の上、取締役・監査役候補者及び取締役・監査役の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書において開示しております。

【補充原則 4-14-2. 取締役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役を対象に各人の知識・経験・要望に応じて、研修会を実施しております。また、取締役・監査役には、日常より能力向上または自己啓発を目的とした外部セミナー等の情報提供を行っており、受講した場合の費用は、会社にて負担しております。

なお、新任の社外取締役・社外監査役が就任した場合は、当社の属する業界、歴史、事業概要、財務情報ほか、必要な情報修得のための説明を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 初子	2,693,716	25.76
株式会社鴨川グランドホテル	1,512,099	14.46
鈴木 健史	1,267,320	12.12
株式会社大扇商事	1,256,376	12.01
ちばぎんリース株式会社	476,000	4.55
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	476,000	4.55
株式会社千葉銀行	240,000	2.29
損害保険ジャパン株式会社	120,000	1.14
鴨川共栄会	118,785	1.13
株式会社千葉興業銀行	100,800	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無

株式会社大扇商事

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、法令・社内規程に基づき、必要に応じて取締役会にて決議し、支配株主との取引等の実施を決定しております。また、取引等については監査役や内部統制室が監査を行うことで適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することのなきよう万全を期しております。

支配株主との取引等に関する水準については、外部の専門家の意見や市場価格を勘案した一般的な取引と同条件にて決定いたしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本間 隆弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本間 隆弘		(有)サンワ美術取締役社長	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言をいただける人物である。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査法人による監査結果の報告を受け、相互に意見交換を行っております。また、各事業所監査においては目的を明確にし監査時期をずらすなどして、効率的、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 英明	他の会社の出身者													
中村 パオラ	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 英明		(有)イー・ティー・エンタープライズ 代表取締役社長	企業経営者としての豊富な経験と高い見識並びに公平な立場での事案に対し、発言及び助言が的確になされ、信頼できる人物である。
中村 パオラ		(有)イパールベバ・インコーポレーテッド 代表取締役社長	大手企業勤務後、独立し起業、長年企業経営に携わり、見識及び能力は優れており、当社の経営を監視、監査できる人材として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)への報酬については、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることに対する誘因を与えるといった観点から、株式関連報酬としてストックオプションを付与することとしております。行使価額が1円の株式報酬型ストックオプションを発行し、その付与については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績等に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として付与しております。
従業員についても、当社の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社取締役及び監査役に対する報酬は以下の通りであります。
取締役に支払った報酬 6名 42,370千円(うち社外取締役1名 720千円)
監査役に支払った報酬 3名 6,240千円(うち社外監査役2名 1,440千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、昭和63年2月26日開催の定時株主総会で決議された取締役200百万円(年額)、監査役50百万円(年額)を限度としております。
当事業年度においては、2021年2月19日開催の取締役会にて代表取締役社長鈴木健史に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会を毎月1回開催するとともに、取締役会へ出席し取締役からの営業報告を受ける体制及び社外取締役・社外監査役を補佐する担当セクションがあり、随時連絡を取れる体制が整備されている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

本報告書提出現在における当社の取締役会は、代表取締役社長 鈴木健史、常務取締役 御子神洋一、取締役 内藤秀世、取締役 庄司隆治、社外取締役 本間隆弘の5名(うち社外取締役1名)で構成されており、代表取締役社長 鈴木健史を議長としております。
経営の重要事項及び法令・定款で定められた事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する機関であり、かつ取締役が自らの業務執行状況を相互に確認し合う場と位置づけております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか必要に応じ随時開催しております。
2020年度は取締役会を12回開催し、取締役の平均出席率は100%となっております。

経営会議

取締役と事業所責任者で構成する経営会議は取締役会終了後開催され、業務運営について討議しております。

監査役会・監査役

監査役会は、監査計画を策定して計画的に監査を実施しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を監査し、会計監査を含む業務全般を監査しております。監査役はやむを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。また、会計監査人と連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。
2020年度は監査役会を11回開催し、監査役の平均出席率は91.7%となっております。

内部統制室

内部監査業務は、社長直属の内部統制室を設置し、年間監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。
2020年度においては、各主要業務の内部監査を実施いたしております。

会計監査人

当社の会計監査は千葉第一監査法人を起用しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は田中昌夫であり、継続監査年数は7年以内であるため記載を省略しております。また監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしている。
又、独立役員に指定した社外監査役を選任しており、社外監査役による監査の実施、経営監視が適切に機能する体制が整っていると判断しているからです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書をホームページに掲載している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、法令及び定款を遵守し、社会的並びに企業倫理の確立に努めるとともに、企業人・社会人として求められる倫理観に基づいて行動するため、「コンプライアンスの基本原則」及び「企業行動基準」等の社内諸規定を作成し、以下の体制確立のため、社内諸規定の整備に努めております。

1. 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険に関する規定その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監査役を補助する従業員について
6. 監査役に報告をする為の体制及びその監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては断固たる姿勢で臨み、これを拒否します。
又、経営者自らが危機意識を持ち、全社一体となって対処出来る様、全社員に注意喚起し、共通の危機管理意識を徹底させることを基本的な考えとしております。
整備状況については、万一来臨し、事前に警察機関や顧問弁護士等と十分な連携を基に、毅然とした対応を行う体制の整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示の基本方針について

当社は、株主及び一般投資家に対し、当社株式への投資判断に有効な会社情報を、会社法、金融商品取引法、その他法令および証券取引所規則に従い適時適切に開示する事を基本方針としております。

2. 適時開示の社内体制について

当社では、会社情報を決定事実、発生事実、決算情報に区分して管理し、報告・承認・開示する体制としております。

3. 会社情報の開示について

(1)決定事実

重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき決定されております。

取締役会に付議される決定事実は、経営会議において事前に検討しております。開示対象となる決定事実は、決議がなされた取締役会終了後直ちに開示手続きを行っております。

(2)発生事実

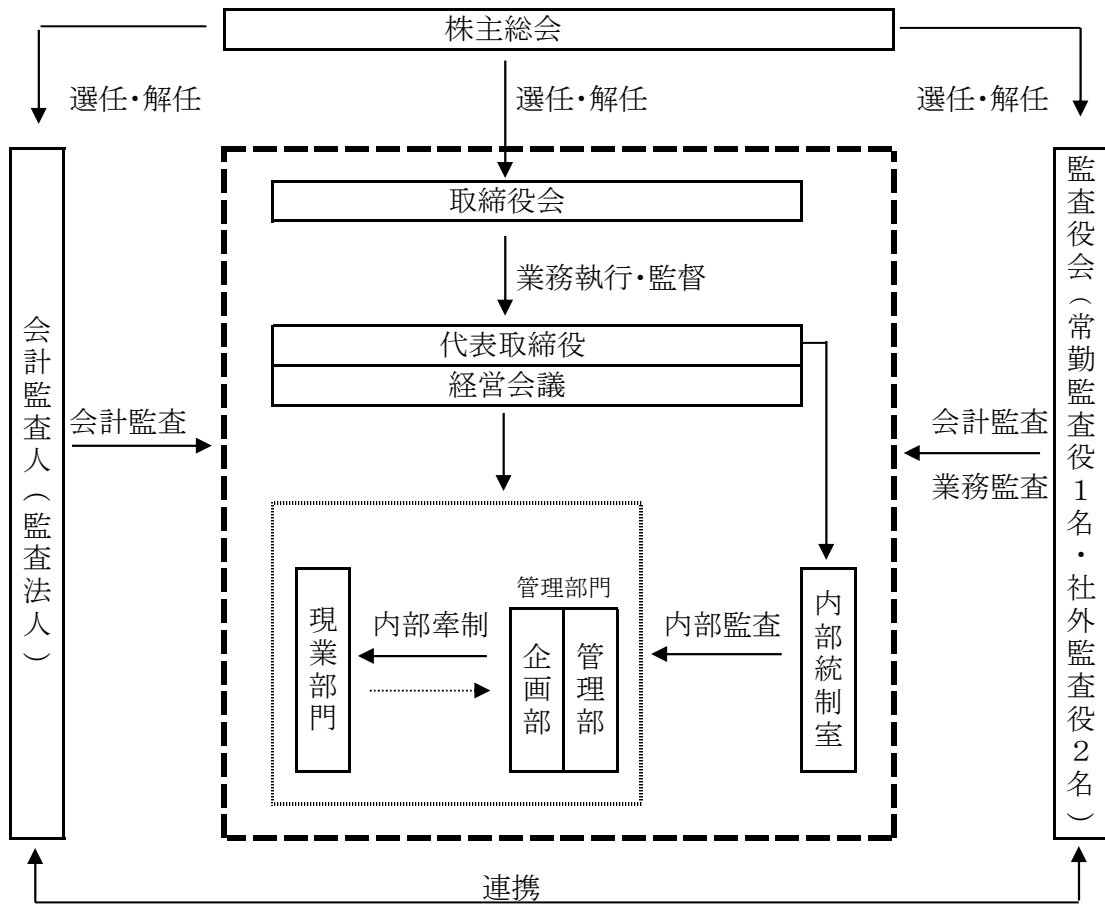
重要な発生事実は、各部署の責任者から管理部に報告され、適時開示の要否を検討しております。開示対象となる発生事実は、経営会議に報告するとともに直ちに開示手続きを行っております。開示した重要な発生事実は取締役会へ報告いたします。

(3)決算情報

決算情報の内容は、取締役会の承認に基づき決定されております。

取締役会で決定される決算情報の内容は、管理部からの報告に基づき経営会議において事前に検討しております。開示対象となる決算情報は、承認がなされた取締役会終了後直ちに開示手続きを行っております。

会社の機関・内部統制の関係図



適時開示体制の概要 (模式図)

